

社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会広報媒体有料広告  
の掲載の取扱いに関する規程

平成26年12月25日

ふじ社協規程第102号

改正 平成31年4月9日ふじ社協規程第167号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の広報媒体に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 この要綱の対象となる広告媒体は、次に掲げるものとする。

(1) 市社協ホームページ（以下、「ホームページ」という。）

(掲載基準)

第3条 掲載できる広告は、市社協団体会員及び団体特別会員である事業所に関わるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に係わるもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体の公共性及び品位を損なうおそれがあると社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会会長（以下「市社協会長」という。）が認めるもの

(掲載の位置)

第4条 広告を掲載する位置は、次に掲げるとおりとする。ただし、その配置については、市社協会長が指定する。

(1) ホームページにあっては、トップページ画面とする

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

(1) ホームページにあっては、1区画（縦50PX×横120PX）とし、画像はGIF又はJPEG、形式容量は4KB以内とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、次に掲げるものとする。

(1) ホームページ 1か月 3,000円

(掲載回数等)

第7条 広告を掲載できる区画数及び回数は、次に掲げるとおりとする。

(1) ホームページにあっては、1区画とし、月の初日を広告の掲載開始日として引き続く6か月を単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、市社協会長が必要と認めた場合には、当該単位の回数を減じることができる。

3 第1項に規定する掲載回数等は1度の申し込みにおける制限であって、当該広告掲載希望者がその後において引き続き申し込むことを妨げるものではない。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 市社協会長は、広報紙及びホームページ等を利用して、広告掲載希望者の募集を必要に応じて随時行うものとする。

(掲載申込み)

第9条 広告の掲載希望者は、有料広告掲載申込書(様式第1号)に必要な事項を記載し、掲載しようとする原稿を添えて市社協会長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第10条 市社協会長は、前条の申込みを受けた時は、速やかに内容を審査し、掲載の可否を決定して、有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により、有料広告掲載希望者に通知するものとする。ただし、第8条により募集した結果、掲載することが適当であると判断した数が募集した区画数を超えることとなる場合は、抽選により決定する。

(広告掲載料の納入)

第11条 広告掲載料の納入は、広告を掲載する決定通知を受けた者(以下、「広告主」という。)が市社協会長の指定する期日(以下、「指定期日」という。)までに一括して前納することを原則とする。ただし、広告主が分納を希望する場合で市社協会長が認めるときは、この限りではない。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告のデザイン、版下、データ等の作成経費は広告主の負担とする。

(掲載の取消し)

第13条 市社協会長は、広告を掲載することを決定した後に、広告が第3条の各号のいずれかに該当することが判明したとき、または、広告主が指定期日までに広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第14条 市社協会長は、納入済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、市社協の責めによる事由(機器の調整等による場合を除く。)により広告を掲載できないときはこの限りではない。

2 前項により還付する広告掲載料は、次の計算方法により算定するものとする。

(1) ホームページにあっては、第6条に規定する広告掲載料に広告を掲載でき

なかった月（月の初日から末日までを単位とする。）の数を乗じて得た額とする。ただし、1月に満たない期間が生じた場合のその期間における広告掲載料の還付額は、同条に規定する広告掲載料の額をその月の属する月の日数で除して得た額（小数点以下は、切り捨てとする。）に広告を掲載することが出来なかった日数を乗じて得た額とする。

（委任）

第15条 この規程に定めるものの他必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年5月1日から施行する。